

## 花巻労働基準監督署からのお知らせ

## ◆ 労働災害発生状況 令和8年（1月）（速報値）

	令和7年	令和8年	増減（人）	増減（％）	コメント
全産業	25	33	+8	+32.0	転倒（最多は滑り）昨年比+40％
製造業	4	9	+5	+125	転倒、高温・低温の物との接触の予防が必要
建設業	5	1	-4	-80.0	転倒の予防が必要
運送業	3	7	+4	+133.3	激突、はさまれ・巻き込まれの予防が必要
農林業	0	1	+1	+100	激突されの予防が必要
商業	8	5	-3	-37.5	転倒の予防が必要
社会福祉施設	0	3	+3	+300	転倒の予防が必要
接客娯楽業	0	1	+1	+100	転倒の予防が必要
ビルメン業	2	2	±0	±0	転倒の予防が必要

令和8年1月までに提出された労働者死傷病報告集計。○内は死亡災害で内数。新型コロナウイルス感染症を除く。

## ◆ 治療と仕事の両立支援の推進（令和8年4月～努力義務化スタート）

「治療と仕事の両立支援」とは、疾病、負傷等の治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業の両立を事業主が支援することです。令和7年版厚生労働白書によると生産年齢人口（15歳から65歳未満の人口のこと）は1990年から減少傾向にあり、担い手不足に直面する我が国において労働者の一人一人が心身の健康を確保し、生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる環境を整備していくことが必要です。

改正労働安全衛生法によって、令和8年4月1日から、治療と仕事の両立支援を促進するために必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

令和8年2月10日、厚生労働省から事業場における取組の指針が示されました。

取り組むべき事項は、①事業主による基本方針の表明と労働者への周知、②研修による意識啓発、③相談窓口等の明確化、④治療と仕事の両立支援に関する制度・体制等の整備です。

加えて、望ましい治療と仕事の両立支援の進め方を示しています。

治療と就業の両立支援に関する指針及び特設サイトを下のQRコードからご確認ください。



治療と就業の  
両立支援指針  
(令和8年厚生労働  
省告示第28号)



治療と仕事の  
両立支援ナビ

労働災害発生状況	休業4日以上の死傷者数	死亡者数	転倒
令和7年労働災害発生件数 (令和8年1月末時点)	375名	2名	115名
令和6年労働災害発生件数 (令和7年1月末時点)	348名	4名	101名
令和6年及び令和7年労働災害 発生件数の比較	+27名	-2名	+14名